

# 学校における食物アレルギー 対応ガイドライン

寝屋川市教育委員会

令和4年10月 改訂

(令和元年12月 作成)

<はじめに>

近年、子どもを取り巻く生活環境の急激な変化を背景として、様々な健康課題が生じており、学校（幼稚園含む）における対応も多様化・複雑化してきています。特に、食物アレルギーの対応は、その有病者数の増加に伴い、学校の重要課題の一つとなってきています。平成 24 年 12 月に小学校で、学校給食終了後に食物アレルギーによるアナフィラキシーショックの疑いにより児童が亡くなるという非常に痛ましい事故が発生しました。この事故を受けて、これまで以上に食物アレルギー対応に対する危機感が高まりました。

文部科学省では、平成 27 年 3 月に「学校給食における食物アレルギー対応指針」が出され、それを受けた形で、平成 29 年 2 月に大阪府教育委員会より「学校における食物アレルギー」に即した「学校のアレルギー疾患に対する取り組みガイドライン」及び「学校生活管理指導表」、平成 27 年 3 月に文部科学省が発行した「学校給食における食物アレルギー対応指針」及び「学校のアレルギー疾患に対する取り組みガイドライン要約版」の活用による食物アレルギー対応の充実がなされてきました。

こうした中、本市でも、平成 26 年度に作成した「小学校給食における食物アレルギー対応ガイドライン」では、個々の場面によって、十分に活用できていない点があるという課題がでてまいりました。そこで、今回、食物アレルギーを有する児童生徒等が「安全・安心」に学校生活を送ることができることを目標に、基本的な考え方や留意すべき事項等を具体的に示し、学校や調理場における食物アレルギー事故防止の取組を促進することを目的として、本指針（以下ガイドライン）を再編成いたしました。

学校（調理場含む）におかれては、地域や学校の状況に応じた食物アレルギー対応マニュアル等の作成や、保護者との確実な連携のもと食物アレルギーの課題を解決する際の参考資料として有効に活用いただければ幸いです。

## 目 次

P1	はじめに
P2	目次
P3	アレルギー対応委員会の設置
P4	対象児童・生徒の把握から取り組みまでの流れ（新小1年生の場合）
P5	実際の対応方法
	①学校給食における食物アレルギー対応について保護者に周知
P6	②保護者が「学校生活管理指導表」を提出、学校での受付
P7	③申請希望があった児童・生徒の状況を把握
	④保護者との面談
P9	⑤学校内で対応を決定
	⑥教職員の共通理解
	⑦除去食・代替食の実施内容の確認
P10	⑧除去食・代替食実施
P11	除去・代替食内容が決定されるまでの流れ
P14	対象児童・生徒の把握から取り組みまでの流れ（詳細）
P15	別紙1「食物アレルギーの調査について」（保護者通知分）
P16	様式1-1「食物アレルギー調査票」（全員提出）
P17	食物アレルギー調査票（様式1-1）の調査方法
P18	別紙2①「学校生活管理指導表等の提出について」（新規用 保護者通知文）
P19	別紙2②「学校生活管理指導表等の提出について」（継続用 保護者通知文）
P20	様式1-2「学校生活管理指導表（アレルギー疾患用）」
P21	様式2「食物アレルギー除去申請書（新規・変更用）」
P22	様式3「食物アレルギー除去申請の継続について」
P23	様式4「食物アレルギー除去申請の解除届」
P24	別紙3「食品除去申請の解除届について」（保護者説明用）
P25	食物アレルギー個別対応票
P26	面談・連絡記録票
P27	保護者面談・連絡時の確認事項
P29	進級・更新時の確認事項
P30	給食 食物アレルギー対応チェック方法
P32	教室でのアレルギー食の配膳について

## アレルギー対応委員会の設置

### ① 校内に食物アレルギー対応について検討を行う組織を設置する

#### 各教員の役割

	主な役割	全体把握	給食対応	緊急時対応	その他
校長	対応の責任者	◎	○	◎	○
教頭	校長の補佐・指示伝達・外部対応	◎	○	◎	○
首席	教頭の補佐・校内連絡・指示伝達・外部対応	◎	○	◎	○
保健主事	対応委員会開催にあたっての調整	◎	○	○	○
学級担任	保護者との連携・安全な給食運営・事故防止		◎	◎	◎
養護教諭	実態把握・主治医/学校医との連携・事故防止		○	◎	○
栄養教諭等	給食運営の安全管理・事故防止		◎	○	△
調理員・配膳員	給食調理・給食の安全管理		◎	△	△
事務/技能職員			△	○	△

◎ 主となって行う    ○ ダブルチェックなどの確認作業    △ 補佐・支援

「その他」は、食物・食材を扱う授業・活動や運動（体育・部活動）、宿泊等の校外活動など。

#### 構成メンバー（例）

校長・教頭・首席・保健主事・学級担任・養護教諭・栄養教諭等・調理員

### ② 対応方針の決定

アレルギー対応委員会において、食物アレルギー対応について、協議・検討を行う。

○基本方針

○学校の状況            対応を要する児童・生徒数・内容

給食調理状況

食物・食材を扱う授業・活動、宿泊等の校外活動

などを踏まえ、学校における食物アレルギー対応の方針を決定する。

## 対象児童・生徒の把握から取り組みまでの流れ

新小1年生の場合

① 学校における食物アレルギー対応について保護者に周知 (P.5)

12月~2月上旬頃



- 食物アレルギーの有無について調査  
「食物アレルギーの調査について」(別紙1)  
「食物アレルギー調査票」(様式1-1)全員提出  
※調査票を回収し、複数職員でダブルチェック

- 対応が必要な保護者に配布  
「学校生活管理指導表(食物アレルギー疾患用)」(様式1-2)  
「食物アレルギー除去申請書(新規・変更用)」(様式2)  
「学校生活管理指導表等の提出について」(別紙2)

② 保護者が「学校生活管理指導表」を提出 - 学校で受付 (P.6)

12月~3月上旬



- 医療機関を受診し、書類を提出  
「学校生活管理指導表(食物アレルギー疾患用)」(様式1-2)  
「食物アレルギー除去申請書(新規・変更用)」(様式2)

③ 除去食の対応の希望があった児童・生徒の状況を把握 (P.7)

3月上旬頃



- 保護者に給食の資料を配布し、除去が必要な食品の確認を依頼  
「4月分 給食献立表」「使用食材の成分表」

④ 保護者との面談等 (P.7)

3月上旬頃



- 「食物アレルギー個別対応票」の作成  
※面談時の確認事項参照

⑤ 学校内で対応を決定 (P.9)

3月中旬頃



- アレルギー対応委員会等で決定

⑥ 教職員の共通理解 (P.9)

3月~4月上旬



- アレルギー研修
  - ・緊急時対応
  - ・エピペン、薬の管理
  - ・給食対応

⑦ 除去食・代替食の実施内容の確認 (P.9)

3月~4月上旬



- 新年度 4月分給食対応の確認
  - ・保護者に、給食アレルギー対応表を配布し確認を依頼
  - ・関係教職員に、対応表を配布

⑧ 除去食・代替食実施 (P.10)

4月中旬頃

## 実際の対応方法

### ① 学校における食物アレルギー対応について保護者に周知

#### 周知時期

- 新小1年生 入学説明会等を利用（12月～2月上旬頃）
- 転入生 転入の都度

#### 周知方法

- 「食物アレルギーの調査について」（別紙1）  
「食物アレルギー調査票」（様式1-1）を全員に配布
- 学校で食物アレルギー対応を希望する場合に配布  
（ただし、保護者が希望しない場合でも学校が必要とする場合は配布する）  
「学校生活管理指導表（食物アレルギー疾患用）」（様式1-2）  
「食物アレルギー除去申請書（新規・変更用）」（様式2）

#### 書類提出にかかる費用について

○診断のための検査料が有料となる場合、費用は保護者負担になります。また「学校生活管理指導表」（様式1-2）のうち食物アレルギー・アナフィラキシーについて診療報酬の対象となったため、通常の診療料以外の文書料が発生することはありません。

#### その他

- 年度途中で新規発症し保護者から申し出があった場合も、同様に関係書類を配布し、対応する。

○除去・代替食対応は医師の診断を受け、家庭でも除去食対応していることを原則とします。医師の診断は原則1年以内に診断を受けていることとします。児童・生徒の健康・発育のために、食物アレルギーの状況を把握することは必要不可欠であり、そのために医師の診断に基づき除去食対応する旨を説明します。

○原則、児童・生徒が提供された食事から、自分でアレルゲンを除いて食べることは、安全管理上認められません。

○アレルギー以外の病気による食品除去申請は、医師の診断に基づき食物アレルギー対応と同様に扱います。

## ② 保護者が「学校生活管理指導表」を提出、学校で受付

### 保護者に提出してもらう書類

○学校生活管理指導表（様式1-2）・食物アレルギー除去申請書(新規・変更用)」（様式2）

### 受付の時期

○新小1年生・・・12月～3月上旬まで

○進級時・・・引き続き対応が必要な児童・生徒は、前年度の3学期（2月）まで

※新中1年生は、小学校より引き継ぐ。

○新規発症および転入時・・・その都度、受付ける。

### 書類更新のタイミング

○食物アレルギー対応中の対象者に、更新用書類（様式1-2、様式3）を配布する。

○症状等に変化がない場合であっても、年に1回受診し「学校生活管理指導表」（様式1-2）を提出する。

○医師の診断に基づき、食品除去対応の継続・変更の有無を様式3に記入し提出する。

○除去対応に変更がある場合は「食物アレルギー除去申請書(新規・変更用)」（様式2）に記入し、再提出する。

※ 「個別対応票・面談の記録」の対応内容について継続・変更点を確認し、次年度に引き継ぐ。

※ 新担任は、旧担任などから児童・生徒の状況を確実に引き継いでおくこと。

### <転入時>

新入生と同様に、全員に「食物アレルギー調査票」（様式1-1）の提出を依頼し、対応が必要な場合は「学校生活管理指導表」（様式1-2）・「食物アレルギー除去申請書」（様式2）を配布し、医療機関の受診を依頼する。

※ただし、市内転入の場合は、以前に在籍していた学校より引き継ぐ。

### 「学校生活管理指導表」の提出がない場合

○学校給食における除去食対応はしない。

※ 新規の場合、医師の診断がなく保護者の判断だけでは、給食を提供できません。

○受診予約等の都合で「学校生活管理指導表」（様式1-2）の提出が遅れる場合は、

<進級時>（保護者の了解のもと）昨年までと同様の除去食対応を行う。

<転入時> 保護者と協議の上、過去1年以内の「学校生活管理指導表」の提出により当面の間対応を行う。場合によっては、以前に在籍していた学校に状況を確認する。

※ どちらの場合も受診予定日を聞いておき、受診後速やかに「学校生活管理指導表」を提出してもらう。

### 「学校生活管理指導表」（様式1-2）・「食物アレルギー除去申請書」（様式2）の管理

○「学校生活管理指導表」（様式1-2）・「食物アレルギー除去申請書」（様式2）には、児童・生徒の健康に関わる重要な個人情報に記載されているので、学校は取扱いに十分留意する。

### ③ 除去食の対応の希望があった児童・生徒の状況を把握

○提出された「学校生活管理指導表」（様式1-2）にもとづき、対応希望があった児童・生徒の状況を把握し、面談等までに受け入れ態勢について、校内で十分協議しておく。

○栄養教諭等が配置されていない学校において  
保護者との面談時や、その後の除去・代替食対応に際して、栄養教諭等の支援が必要と校長が判断した場合は、栄養教諭等配置校の校長に応援を要請する。（※栄養教諭等：栄養教諭・学校栄養職員・栄養士）

### ④ 保護者との面談

#### 面談のタイミング

○初めて「学校生活管理指導表」（様式1-2）・「食物アレルギー除去申請書」（様式2）を提出し、除去食対応を希望された場合は、必要に応じ、面談等を行う（新小1年生・新規発症時・転入時）。

○進級時は必要に応じ保護者と面談等を行う。

#### 学校側の面談者

○校長、教頭、学級担任、給食主任、養護教諭、栄養教諭等（学校栄養職員・栄養士）、給食調理員など

#### 個別面談時の聞き取り事項

○「食物アレルギー個別対応票」「食物アレルギー個別面談時 確認事項」を活用する。

○今まで食物アレルギーで経験した症状の把握

○家庭での除去食の有無と、有りの場合の内容

○緊急時の対応について

○情報共有への同意 など

※ 個別面談等の内容は、記録して残す。

#### 面談等でおさえるポイント

○児童・生徒の状況や、家庭や学校給食での除去・代替食の対応方法等について、十分協議する。

○各学校の食物アレルギーの状況により、品数が減る場合は、食中毒防止の観点から、家庭から持参するのは避けること。また、除去食等に家庭から持参したものを混ぜるなどということについても避けること。

○食物アレルギーは、児童・生徒の健康や発育のために、アレルゲンである原因食品をきちんと把握することが必要であり、児童・生徒が安心して学校生活を送れるように、医師の診断をもとに行うことが大切である旨を伝える。

○食物アレルギーの状況は、児童・生徒の成長にともなって変化することが多いので、「学校生活管理指導表」（様式1-2）は、毎年提出してもらうようにする。除去食品の変更がある場合は「食物アレルギー除去申請書」（様式2）も再提出してもらう。

○調理場での対応について伝える。（→P.8「調理場での対応について」）

○食品によっては、学校給食の対応ができないことを伝える。（→P.8「弁当持参について」）

## 調理場での対応について

○調理場では、集団給食調理上の制約（各調理場の設備や調理工程）がある中、複数児童・生徒の除去食調理に対応するために、代替食は主食・主菜のみとし、除去食についても、ある程度まとめて除去食を調理する（当該児童・生徒のアレルゲン以外の食品も一緒に除去する）ことがある。調理場で調理をしないものについては代替する。

<例>パン・さばのソース煮・野菜ソテーの場合、  
パンの代替で白ごはん・さばの代替で肉のソース煮は行うが、野菜ソテーについては除去食のみの対応とする。

- ・「八宝菜」で、えび除去の児童(A)と、いか除去の児童(B)がいた場合に、「えび」と「いか」の両方を除いた除去食を1種類作り、(A)(B)2人に提供する。

○調理場での調理や洗浄の過程は、完全にラインを分けることができない。

<例>

- ・「洗浄」では、除去食を調理した器具や、提供した食器・食器具などを他のものと同じ工程で洗浄する。

## 弁当持参について

○学校給食での対応は、集団給食の範囲内ででき得る「除去食」または「代替食」となる。しかし、アレルゲンが特定できない場合や、原因食品が多種類にわたる場合、その他集団給食の範囲を超えると判断した場合に、保護者との協議により、家庭からの弁当持参で対応することもある。

○除去・代替食の実施または弁当持参について、ほかの児童・生徒に話をすることについて保護者に承諾を得ておく。

## 学年途中で除去食申請を解除する場合

○「食物アレルギー除去申請の解除届」（様式4）・「学校生活管理指導表」（様式1-2）を提出してもらおう（家庭で何度も喫食し、安全が確認できている場合に限る）。

※ 別紙3「除去解除時の確認事項」 参照

## ⑤ 学校内で対応を決定

- 保護者との話し合いをもとに、学校内の関係職員で協議し方針を決定する。
- 必要に応じて、主治医・学校医に相談し、指導・助言を仰ぐ。
- 「除去・代替食対応児童・生徒一覧表」を作成する。

## ⑥ 教職員の共通理解

- 決定した内容については、職員会議等で全教職員や調理員の間で共通理解を図る。
- 必要に応じ、給食当番の割り当てを配慮する（保護者に確認する）。  
〈例〉牛乳アレルギーのため、牛乳当番とは別の当番に割り当てる。  
食器の返却時にアレルギーに触れることも考えられるので、準備のみとする。
- 学級内のほかの児童・生徒へは、十分な教育的配慮のもとに指導を行う。

## ⑦ 除去食・代替食の実施内容の確認

- 実施献立が決定したら、保護者に献立関係の書類（「献立予定表」・「内容分析表」）を渡し、食べられない食品をあらかじめ確認してもらう。
  - 給食での除去が確実にできるように、関係教職員や調理員に対応表を渡し、相互に連絡を密に取り合う。
  - 児童・生徒の健康状態については、保護者と相互に連絡を取り合い、食物アレルギーの状況に変化がある場合は、「学校生活管理指導表」（様式1-2）を提出してもらい、その都度対応できるようにする。
- ※ 詳細は、P.11「除去食・代替食内容が決定されるまでの流れ」参照

## ⑧ 除去食・代替食実施

○アレルギー対応食は、アレルギー対応のお盆・食器を使用する。

○除去食・代替食は担任（担任が変わる者）が受け取り、クラス・児童・生徒名・対応を再確認し、当該児童・生徒に手渡す。

○給食喫食前に除去・代替食対応児童・生徒一覧表と給食の対応が合っているか確認する。

○ラップ・名札カード等、クラス・児童・生徒名・対応を明記してあるものは、直前まではずさない。

○除去対応食は、別容器を使用する。クラスのおたま等で配膳しない。

※ 別容器から食器に移し替えるときは、担任等が行う。

○除去するだけのものを誤って配らないように気をつける。

※ 飲用牛乳・チーズなど除去するのみで代替食がないものを誤って配食しないように注意する。

（チーズなど除去のみの場合、調理場で食缶等に「〇年〇組〇〇さんの代替食はない」ということを記載したものを貼付し、誤って配食しないようにする）

○対象児童・生徒に除去食・代替食が提供されている場合は、通常食のおかわりはしない。除去食・代替食は量が多めに提供されているので、食べきれない場合は残すよう指導する。

※ 担任が不在の時は、特に注意する。

## 除去食・代替食内容が決定されるまでの流れ

除去食・代替食品については、保護者が「献立表」に印をつけ、学校が確認する。  
給食の除去食や代替食が間違いなく該当児童・生徒に届くよう、教職員間で情報を共有し連携する。

毎月の具体的な手順は、次のようになります。

(乳糖不耐症等により飲用牛乳のみ除去の場合は、年度当初に確認する)

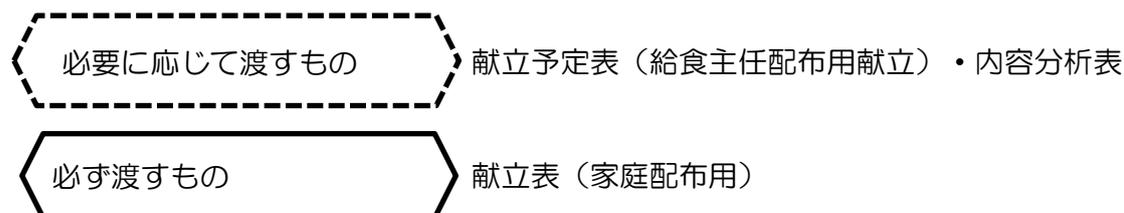
### 【学校】 前月上旬～中旬までに

①保護者に、翌月の「献立表（家庭配布用）」を1枚渡す。

学校への提出期日を決めておき、除去食品に印をつけるよう協力を依頼する。

※除去が複雑な児童・生徒に対しては、週間献立表を配布する。

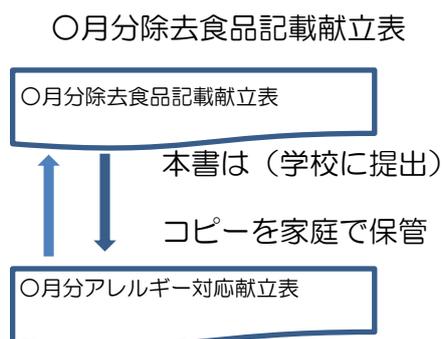
(※ 献立関係書類の説明…P.14)



### 【保護者】 前月中旬までに

②保護者が、献立表の除去食品に印をつけ、学校へ提出する。

※学校はコピーをしたものを保護者へ返却する。



### 【学校】 前月20日ごろまでに

③保護者から提出された献立表で、除去食品に間違いがないか、学校内でもチェックする。

\* 期日までに提出のない保護者には、必ず連絡をとる。

\* 内容に疑問点があれば、必ず保護者と連絡を取り合い、確認する。

\* 年度途中で除去内容が変わる時は、改めて「学校生活管理指導表」様式1-2を提出してもらう。

\* 年度途中で除去を解除する場合は、「学校生活管理指導表」様式1-2を再提出してもらい、「食物アレルギー除去申請の解除届」様式4を提出してもらう。

## 【学校】 前月下旬までに

④調理員に保護者から提出された「献立表」のコピー（または給食アレルギー対応表）を渡し、関係職員で打ち合わせを行う。

\*調理上、どこまでの除去食対応が可能か確認する。

\*打ち合わせの結果、内容を変更する場合や、給食として提供できるものがない場合は、保護者に伝え、当日の対応について協議する。

\*変更点など打ち合わせ結果は、記録しておく。

\*食中毒防止の観点から、除去食等対応が難しい場合でも、1品のみ家庭から持参するのは避けること。除去食等に家庭から持参したものを混ぜるなどということについても避けること。

⑤除去内容が決定したら、担任に、除去内容を示した献立表のコピーを渡す。  
(給食アレルギー対応表)

\*担任は、対象児童・生徒の学年・組・氏名と翌月の給食対応を確認する。

\*除去対応がある日に、マーカーで色を塗るなどして確認しておく。

## 【学校】 当日

⑥除去・代替食調理

\*除去（代替）食の調理は、当日のアレルゲンとなる食品を扱った人は、調理しない。

⑦調理室：配食 ※「アレルギー除去食の盛り付け」参照

\*配食の際は、アレルギー対応食専用のお盆・食器に「年組氏名 除去食品名」を記入したメモを貼ったり、ラップに書くなどして、間違えないように注意する。

\*除去食が確実に該当児童・生徒に配食されるように、担任が受け取りに来るなど学校内で体制を組む。

⑧教室：配膳・給食指導

\*担任は、教室で除去内容を確認して、間違えないように本人に渡す。

\*除去内容によっては、配食がない場合もあるので注意する。

\*除去のみの場合、調理場で食缶等に、「〇年〇組〇〇さんの代替食はない」ということを記載したものを貼付し、誤って配食しないようにする。

例) スティックチーズなど

## 【学校】 ファイル管理

⑨除去食を実施した児童・生徒の「献立表」は、ファイルに綴じ、管理する。

※ 緊急時対応時に即時閲覧できるようにしておく。

ファイル管理 【例】

児童・生徒個人ごとに申請書から献立表までを一括管理しておくこと、経緯や現状が把握しやすく年度の引継ぎもスムーズです。

〇月分「献立表（家庭配布用）」

「アレルギー対応について」

〇年〇組 Aさん

\* 献立関係書類について

献立表（家庭配布用）

給食主任会終了後各校にデータで送付

⇒必ず保護者に渡し、毎月の保護者とのやりとりに使用します。

週間献立表（給食主任会配布用）・内容分析表

週間献立表→給食主任会終了後、各校にデータで送付

内容分析表→各校にデータで送付

\* 内容分析表は、寝屋川市学校給食会の学期ごとの契約物資、単月選品物資について、物資ごとの詳細な内容分析が掲載されています。配合割合など製造業者が内密にしている情報も掲載されていますので、取扱いには十分注意してください。

⇒必要な場合のみ保護者に配布します。

# 対象児童・生徒の把握から取り組みまでの流れ（詳細）

	新 小学校 1年生	在校生（新小2～中3年生）	
前 年 度	<ul style="list-style-type: none"> <li>●随時                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・食物アレルギーの相談</li> <li>・学校の対応の説明</li> </ul> </li> <li>●食物アレルギー調査</li> <li>●入学説明会                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・食物アレルギー対応について説明</li> <li>・3月までの手続き・面談について</li> <li>・面談日程の調整</li> </ul> </li> </ul>	<p>【12～2月頃まで】</p> <p>書類：全員に配布 様式1-1「食物アレルギー調査票」 別紙1「食物アレルギー調査について」 全員に提出を依頼する</p> <p>↓</p> <p>回収：食物アレルギーの有無を確認 ※複数職員でダブルチェック</p>	<p>【2学期】</p> <p>書類：全員に配布 様式1-1「食物アレルギー調査票」 別紙1「食物アレルギー調査について」 全員に提出を依頼する</p> <p>↓</p> <p>回収：食物アレルギーの有無を確認 ※複数職員でダブルチェック ※新規の対応希望者には、新小1年と同様の書類配布</p>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>●対応が必要な児童・生徒の把握</li> <li>●保護者との面談</li> </ul>	<p>【2月～3月上旬】</p> <p>書類：対応が必要な保護者に関係書類を配布 別紙2①「学校生活管理指導表等の提出について」 様式1-2「学校生活管理指導表」 様式2「食物アレルギー除去申請書（新規用）」</p> <p>↓</p> <p>回収：食物アレルギーの学校の対応を決定 ※クラス分けの配慮項目を校内で調整 ※エピペン・持参薬の対応について確認</p>	<p>【回収後】</p> <p>書類：対応が必要な保護者に関係書類を配布 別紙2②「学校生活管理指導表等の提出について」 様式1-2「学校生活管理指導表」 様式3「食物アレルギー除去申請の継続について」</p> <p>↓</p> <p>回収：更新内容 変更の有無を確認</p>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>●アレルギー対応委員会 ・学校の対応を決定</li> <li>●個別対応表の作成</li> </ul>	<p>学校生活管理指導表－ 最終期限 3月上旬まで</p>	<p>様式1-2 様式3の 最終期限12月まで</p> <p>書類：対応内容に変更ありの場合配布する 様式2「食物アレルギー除去申請」（新規用/変更用） 様式4「食物アレルギー除去申請書の解除届」</p>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>●4月の給食対応表の作成 ・除去対応内容の確認</li> </ul>	<p>【1月下旬～3月】</p> <p>書類：給食で対応が必要な保護者に配布 新年度4月分「給食献立表」 「使用食材の成分表」 ※除去する食品に印をつけて学校に提出</p> <p>↓</p> <p>回収：4月の給食除去食品の確認</p> <p>書類：4月の給食の除去対応について知らせる 「4月分 給食除去対応表」 ※対応内容が正しいか、確認を依頼 ※封筒の表に、確認印を押して提出する</p> <p>↓</p> <p>回収：給食対応の確認用封筒</p>	<p>【2学期～3月上旬】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●保護者との面談 必要に応じて実施する</li> <li>●個別対応表の更新→次年度 新担任に引き継ぐ →小6は中学校へ引き継ぐ ※保護者に変更がないか確認する。 (必要に応じてコピーを渡して依頼)</li> </ul> <p>【1月下旬～3月】</p> <p>書類：給食で対応が必要な保護者に関係書類を配布 新年度4月分「給食献立表」 「使用食材の成分表」 ※除去する食品に印をつけて学校に提出</p> <p>↓</p> <p>回収：4月の給食除去食品の確認</p> <p>書類：4月の給食の除去対応について知らせる 「4月分 給食除去対応表」 ※対応内容が正しいか、確認を依頼 ※封筒の表に、確認印を押して提出する</p> <p>↓</p> <p>回収：給食対応の確認用封筒</p>
アレルギー研修（全職員対象）			
新 年 度	<ul style="list-style-type: none"> <li>●入学式まで ・担任と保護者面談</li> <li>●始業式まで</li> <li>●～給食開始まで 職員会議等 ・共通理解の徹底（P. 8）</li> <li>●給食開始まで ・対応食開始</li> <li>●教育委員会へ報告</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●緊急対応児童の学級対応 「緊急対応ファイル」「エピペン保管掲示」</li> <li>●調理室・教職員に配布 「4月分 給食アレルギー対応表」 ※複数職員でダブルチェック</li> <li>●新小1年 給食補助担当に周知 ※給食初日の、除去内容を複数で確認</li> <li>●アレルギー対応状況を報告 「アレルギーを有する児童・生徒の実態調査」「★除去食対応児童・生徒一覧表」</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●新担任への引き継ぎ 「個別対応票」で確認する</li> <li>●緊急対応児童・生徒の学級対応 「緊急対応ファイル」「エピペン保管掲示」</li> <li>●調理室・教職員に配布 「4月分 給食アレルギー対応表」 ※複数職員でダブルチェック</li> </ul>

- ◆新小1年生の食物アレルギーの有無の調査を早期化 — 前年度中に面談等で対応内容を確認する。  
※入学説明会の当日に限らず、対応が必要な児童・生徒の相談・問い合わせを受けて対応する。
- ◆入学式までに全員の状況を把握 — 対応が必要な児童・生徒について新担任に引き継ぐ。
- ◆4月の給食除去対応についての確認を3月末に実施  
※4月に職員の異動があっても安全に対応するため前年度中に対応表を作成し、新年度に新クラスを入れて配布する。

別紙 1

保護者様

令和 年 月 日

寝屋川市教育委員会  
寝屋川市立 学校長

食物アレルギーの調査について

日頃は、本市教育活動にご理解、ご協力をいただきありがとうございます。  
学校における食物アレルギー対応については、医師の診断・指導に基づき、保護者と連携を取りながら進めることは、安全面においても児童・生徒の成長や健康においても重要なことと考えております。

本市では、安全に学校生活を送るために、食物アレルギーの調査を行います。  
つきましては「食物アレルギー調査票」に必要事項を記入し提出して下さい。  
なお、児童・生徒の学校における食物アレルギーの管理については、後日提出していただく「学校生活管理指導表（様式1-2）」「食物アレルギー除去申請書（新規・変更用）（様式2）」と面談などの結果を踏まえてアレルギー対応委員会等で決定します。ご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

記

1 調査・提出書類について

(1) 「食物アレルギー調査票(様式1-1 全員提出)」  
必要事項をご記入のうえ 月 日( )までに提出してください

(2) 食物アレルギーありの場合

①医療機関を受診し「学校生活管理指導表(様式1-2)」の提出をお願いします。  
(「学校生活管理指導表」に係る診断書作成料等は、主治医と十分相談してください。)

②医師の指示により食品除去が必要な場合は「食物アレルギー除去申請書  
新規・変更用(様式2)」の提出をお願いいたします。

※ 食物アレルギーが「ある」と回答し、学校で対応を希望しない場合においても、児童・生徒の正しい状況を把握し、食物アレルギーの管理が必要か確認するために「学校生活管理指導表」の提出をお願いすることもあります。安全に楽しく学校生活を送るために大切な調査です。ご理解・ご協力をお願いいたします。

※ 提供された食事から児童・生徒が自分でアレルゲンを除いて食べることは、安全確保の面から認められません。

提出書類	対象
①食物アレルギー調査票(様式1-1)	・全児童、生徒
②学校生活管理指導表(様式1-2) ※ 対象者に用紙を配布する。 医療機関を受診し医師が記入する。	・食物アレルギーを有する児童・生徒 ・学校で対応を希望する児童・生徒
③食物アレルギー除去申請書(新規・変更用)様式2 ※ 医師の診断に基づき保護者が記入。	・医師の指示により食品の除去が必要な児童・生徒

2 食物アレルギー対応について

給食及び食品を扱う授業・体育などの運動を伴う活動・校外活動等において、学校生活管理指導表に記載されている医師の指示に基づき対応します。

<p><b>【給食の時間】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・詳細な献立表の配布</li> <li>・除去食対応</li> <li>・誤食等の事故防止の配慮 (給食当番・配膳時・おかわり・片づけ等)</li> </ul> <p>※ 微量の原因食物の除去が必要等、集団給食の範囲を超える場合は給食で対応できないこともあります。</p>	<p><b>【校外活動】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・社会見学</li> <li>・遠足(弁当など)</li> <li>・宿泊学習(林間、修学旅行等)</li> <li>・体験学習等</li> </ul>
<p><b>【食品を扱う授業や活動】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・家庭科(調理実習)</li> <li>・生活科、総合、図工</li> <li>・学級活動、学校行事等</li> </ul>	<p>学校以外の活動について</p> <p>※ 学童保育や子ども会等の活動等は、各主催者にお問い合わせをお願いいたします。</p>

※ 学校生活管理指導表の提出がない場合は、食物アレルギーの対応はできません。

3 対応内容の更新・変更

食物アレルギー対応内容を変更する際は「学校生活管理指導表」(様式1-2)を提出してください。食品の除去が不要になった場合は、上記の様式1-2に加えて「食品アレルギー除去の解除届」(様式4)を提出してください。

また、症状などに変化がなくても引き続き学校生活で配慮や管理を希望される場合は、年に1回学校生活管理指導表の提出をお願いいたします。

### 食物アレルギー調査票

寝屋川市立 \_\_\_\_\_ 学校 年 組 番 <sup>ふりがな</sup> 児童・生徒氏名 \_\_\_\_\_

保護者署名 \_\_\_\_\_

(電話番号： \_\_\_\_\_ )

下記の問いの該当するものに○印をつけ、に具体的にご記入ください。

**問1** 現在、食物アレルギーはありますか？

- (     ) ない ➡ 調査終了です。
- (     ) 過去にあったが現在はない ➡ 調査終了です。
- (     ) ある

↓ 以下の質問にお答えください。

**問2** 食物アレルギーの原因食物は何ですか？

※調味料の除去が必要など微量でも症状が出る場合は、給食での対応が困難となりますので弁当の持参をお願いします。

**問3** 食物アレルギーに関して、医療機関を受診していますか？

- (     ) 定期的に受診している。(1年以内に受診している)
- (     ) 以前受診したが、今は受診していない。 ➡ 最終受診 <     > 歳ごろ
- (     ) 病院で診断を受けたことはない。

**問4** 学校で食物アレルギー対応を希望しますか。

- (     ) 希望する ➡ ※別途、必要な書類「学校生活管理指導表」等を渡します。医療機関を受診し、提出いただきます。

(     ) 希望しない ➡ 理由：

問1で食物アレルギーが「ある」と回答し、問4で対応を希望しないと回答された場合においても、児童・生徒の正しい状況を把握し、食物アレルギーの管理が必要か確認するために「学校生活管理指導表」の提出をお願いすることもあります。安全に楽しく学校生活を送るために大切な調査です。ご理解・ご協力をお願いいたします。

※学校生活管理指導表の提出がない場合は、食物アレルギーの対応はできません。

**学校生活で配慮が必要な場面について**

下記の学校活動においては、学校生活管理指導表の医師の指示に基づき、配慮・管理をします。

- ◆給食（食品の除去・給食当番・配膳等）
- ◆食品を扱う授業や活動（調理実習・生活科・理科・図工・行事・学級活動等）
- ◆校外学習（遠足・社会見学・宿泊学習等）
- ◆運動（体育・クラブ活動等）

\_\_\_\_\_ 月 日 (     ) までに提出してください

- ・新小 1 年生：前年度～2月までに調査 新中 1 年生：小学校より引き継ぐ
- ・在校生：年に 1 回、前年度 2 学期～3 学期に調査
- ・学校名と提出期限を入れ、別紙 1 保護者宛での通知文とともに配布
- ・保護者の署名：署名のみ（押印なし）、問い合わせ用電話番号：記入もれ・内容について確認
- ・調査内容は、複数の職員で申請内容をダブルチェック

問1 現在、食物アレルギーなしの場合は、調査終了

問2 原因食品 ※詳細は、学校生活管理指導表の指示に基づいて除去申請書(様式2)で確認

**【弁当対応の考慮対象】学校給食における食物アレルギー対応指針P. 21（H27 文部科学省）**

(ア) 極微量で反応が誘発される可能性がある等の場合

- a) 調味料・だし・添加物の除去が必要
- b) 加工品の注意喚起表示がある場合についても除去指示がある。  
(例)「しらす干しは、えびが混ざる漁法で採取」の表示あり  えびアレルギーのため、しらすも除去が必要  
(例)「工場で〇〇を含む製品を製造しています」の表示・特定原材料の▲表示があることで〇〇除去が必要
- c) 多品目の食物除去が必要
- d) 食器や調理器具の共用ができない
- e) 油の共用ができない
- f) その他、上記に類似した学校給食対応が困難と考えられる状況

(イ) 施設の整備状況や人員等の体制が整っていない場合

問3 医療機関の受診の有無・時期

※問4で、対応を希望しないと回答した場合は、受診の有無や時期を参考に対応を検討

問4 対応を希望する保護者に「学校生活管理指導表」を配布

★診断書作成料について、主治医と学校医が同一の場合、診断書作成料が保護者負担となりますので、主治医と十分相談いただきますようお願いします。

※この調査用紙で、対応を希望しないこと・その理由も書面で確認し保管する。

食物アレルギーありで対応を希望しない場合は、校内アレルギー対応委員会等で確認する。

①原因食品・希望しない理由・受診の有無や時期等を見て、保護者に確認する。

(例) なんらかの症状があるが受診したことがない場合 ⇒医療機関での確認を依頼する。

(例) 食べて痒くなったら本人が除いて食べられるからという理由の場合、学校で体調や運動量の増加により重症化するか不明のため ⇒医療機関での確認を依頼する。

(例) 甲殻類アレルギーがあるが家でエビは食べているから大丈夫という場合⇒医療機関での確認を依頼する。

(例) 生のきゅうりを食べると口内の違和感があるだけで症状が軽く、口腔アレルギー症候群で除去不要と診断されている場合は、学校での対応を希望しないという申請を受けることも考えられる。

②アレルギーの症状が出るか不明な場合は、受診・学校生活管理指導表を依頼する。

・学校生活管理指導表：学校生活上の留意点について

※学校生活管理指導表の医師の指示に基づき、学校で対応を決定する。

A：給食 B：食品を扱う活動 C：運動 D：宿泊・校外学習 E：その他の配慮

令和 年 月 日

保護者様

寝屋川市教育委員会  
寝屋川市立 学校長

学校生活管理指導表等の提出について

平素は、本校教育活動にご理解・ご協力いただきありがとうございます。

先日は、学校における食物アレルギー対応のため「食物アレルギー調査」にご協力いただきありがとうございました。

その際、食物アレルギー対応を希望された方、また対応を希望しない方でも児童・生徒のアレルギー状況把握が必要と判断した方に対しまして、下記のとおり書類の提出をお願いいたします。

ご協力のほどよろしくをお願いいたします。

記

1 書類について

- ① 医療機関を受診し『学校生活管理指導表(様式1-2)』を提出してください。  
(「学校生活管理指導表」に係る診断書作成料等は、主治医と十分相談してください。)
- ② 医師の指示により、食品除去が必要な場合は『食物アレルギー除去申請書』(様式2)を提出してください。

2 提出期限

\_\_\_\_月 \_\_\_\_日(\_\_\_\_)までにご提出ください。

※ 食物アレルギーが「ある」と回答し、学校で対応を希望しない場合においても、児童・生徒の正しい状況を判断し、食物アレルギーの管理が必要か確認するために『学校生活管理指導表』の提出をお願いいたします。安全に楽しく学校生活を送るために大切な調査です。ご理解・ご協力をお願いいたします。

令和 年 月 日

保護者様

寝屋川市教育委員会  
寝屋川市立 学校長

学校生活管理指導表等の提出について

平素は、本市教育活動にご理解・ご協力いただきありがとうございます。

現在、学校において食物アレルギー対応中の方に、下記のとおり書類の提出をお願いいたします。ご協力のほどよろしくをお願いいたします。

記

1 書類について

①医療機関を受診し『学校生活管理指導表(様式1-2)』を提出してください。  
(「学校生活管理指導表」に係る診断書作成料等は、主治医と十分相談してください。)

※ 学年ごとに提出が必要です。毎年度、記載内容に変更が無い場合でも、主治医に確認をとり、提出してください。次年度の対応に向け、症状や除去食品について確認します。

②受診結果に基づき『食物アレルギー除去申請の継続について(様式3)』に、除去申請の変更の有無を記入し提出してください。

※ 医師の指示により、食品除去の変更がある場合は『食物アレルギー除去申請書』(様式2)の再提出をお願いします。

★除去食品の追加がある場合は、早急に学校までお知らせください。

※除去を解除する場合は、『解除届(様式4)』を提出してください。

2 提出期限

\_\_\_\_\_月 日( )までにご提出ください。

様式 1-2 学校生活管理指導表(アレルギー疾患用)

学校名 \_\_\_\_\_ 名前 \_\_\_\_\_ (男・女) \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日生 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 組 \_\_\_\_\_ 提出日 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日

※この生活管理指導表は、学校の生活において特別な配慮や管理が必要となった場合に医師が作成するものです。

病型・治療		学校生活上の留意点		★保護者 名前: 電話: ★連絡医療機関 医療機関名: 電話:
<b>アナフィラキシー</b> (あり・なし)	<b>A 食物アレルギー病型(食物アレルギーありの場合のみ記載)</b> 1. 即時型 2. 口腔アレルギー症候群 3. 食物依存性運動誘発アナフィラキシー	<b>A 給食</b> 1. 管理不要    2. 管理必要		
	<b>B アナフィラキシー病型(アナフィラキシーの既往ありの場合のみ記載)</b> 1. 食物 (原因 ) 2. 食物依存性運動誘発アナフィラキシー 3. 運動誘発アナフィラキシー 4. 昆虫 ( ) 5. 医薬品 ( ) 6. その他 ( )	<b>B 食物・食材を扱う授業・活動</b> 1. 管理不要    2. 管理必要		
	<b>C 原因食物・除去根拠</b> 該当する食品の番号に○をし、かつ《 》内に除去根拠を記載 1. 鶏卵 《 》 [除去根拠] 該当するものを《 》内に記載 2. 牛乳・乳製品 《 》 ① 明らかな症状の既往    ② 食物経口負荷試験陽性 3. 小麦 《 》 ③ IgE抗体等検査結果陽性    ④ 未摂取 4. ソバ 《 》 ( )に具体的な食品名を記載 5. ピーナッツ 《 》 6. 甲殻類 《 》 (すべて・エビ・カニ ) 7. 木の実類 《 》 (すべて・クルミ・カシュー・アーモンド ) 8. 果物類 《 》 ( ) 9. 魚類 《 》 ( ) 10. 肉類 《 》 ( ) 11. その他1 《 》 ( ) 12. その他2 《 》 ( )	<b>C 運動(体育・部活動等)</b> 1. 管理不要    2. 管理必要		
		<b>D 宿泊を伴う校外活動</b> 1. 管理不要    2. 管理必要		
<b>D 緊急時に備えた処方薬</b> 1. 内服薬(抗ヒスタミン薬、ステロイド薬) 2. アドレナリン自己注射薬(「エピペン®」) 3. その他 ( )	<b>E 原因食物を除去する場合により厳しい除去が必要なもの</b> ※本欄に○がついた場合、該当する食品を使用した料理については、給食対応が困難となる場合があります。  鶏卵 : 卵殻カルシウム 牛乳 : 乳糖・乳清焼成カルシウム 小麦 : 醤油・酢・味噌 大豆 : 大豆油・醤油・味噌 ゴマ : ゴマ油 魚類 : かつおだし・いりこだし・魚醤 肉類 : エキス		記載日 _____ 年 _____ 月 _____ 日 医師名 _____ (印)	
		<b>F その他の配慮・管理事項(自由記述)</b>		医療機関名 _____

【緊急時連絡先】

学校における日常の取組及び緊急時の対応に活用するため、本票に記載された内容を学校の全教職員及び関係機関等で共有することに同意します。

保護者氏名 \_\_\_\_\_

食物アレルギー除去申請書（新規・変更用）

学校	年 組 番	児童・生徒名	
----	-------	--------	--

学校生活管理指導表により医師の指示で除去が必要なものに○印をつけ、( )に食品名を記入してください。

食品分類	除去	食品名・調理形態等
1 鶏卵・うずら卵	<input type="checkbox"/>	生食)卵・加熱が不十分な卵製品(マヨネーズ・デザート等)
	<input type="checkbox"/>	加熱)卵・卵製品
2 牛乳・乳製品	<input type="checkbox"/>	飲用牛乳
	<input type="checkbox"/>	乳・乳製品( )
	<input type="checkbox"/>	パン ※給食のパンは乳製品を含みます。
3 小麦	<input type="checkbox"/>	小麦・小麦製品(パン・めん・その他加工品)
	<input type="checkbox"/>	麦茶(原材料は大麦)
	<input type="checkbox"/>	みそ・しょうゆ・酢(原材料に小麦を含むもの) ※給食では除去対応しません。
4 そば	<input type="checkbox"/>	
5 ピーナッツ(落花生)	<input type="checkbox"/>	
6 種実類・木の実類	<input type="checkbox"/>	ごま
	<input type="checkbox"/>	ごま油(ラー油) ※給食では除去対応しません。
	<input type="checkbox"/>	栗(クリ)
	<input type="checkbox"/>	チョコ・ココア・カカオ等
	<input type="checkbox"/>	アーモンド・カシューナッツ・クルミ
	<input type="checkbox"/>	その他のナッツ・木の実類( )
7 甲殻類	<input type="checkbox"/>	えび・かに( )
8 果物類	<input type="checkbox"/>	果物( )
	<input type="checkbox"/>	果物を含む調味料( ) ※給食では除去対応しません。
9 魚介類・魚卵	<input type="checkbox"/>	生食)魚介類( )
	<input type="checkbox"/>	加熱)魚介類( )
	<input type="checkbox"/>	魚卵(いくら・たらこ)
	<input type="checkbox"/>	その他の魚卵( )
	<input type="checkbox"/>	だし汁(けずりぶし・いりこ) ※給食では除去対応しません。
10 肉類	<input type="checkbox"/>	肉( )
	<input type="checkbox"/>	肉エキス( ) ※給食では除去対応しません。
11 大豆・大豆製品	<input type="checkbox"/>	大豆・枝豆・黒豆(豆そのもの)
	<input type="checkbox"/>	大豆製品(豆腐・油あげ・豆乳等)
	<input type="checkbox"/>	大豆油、みそ、しょうゆ等の調味料・大豆たんぱく ※給食では除去対応しません。
12 その他の豆類	<input type="checkbox"/>	( )
13 野菜類	<input type="checkbox"/>	野菜( )
	<input type="checkbox"/>	野菜を含む調味料(ケチャップ・ソース) ※給食では除去対応しません。
14 その他	<input type="checkbox"/>	( )

アレルギー対応については、保護者宛て文書及び貴校の説明に同意します。学校における日常の取り組み、緊急時の対応に活用するため、記載された内容を教育委員会・学校職員、学校給食関係機関・消防機関・医療機関に共有することに同意します。また、食物アレルギー除去食の実施に当たり、微量混入(コンタミネーション)の可能性のあることに同意します。

保護者署名

様式3

## 食物アレルギー除去申請の継続について

令和 年 月 日

寝屋川市立 学校長 様

(ふりがな)

年 組 児童・生徒氏名 \_\_\_\_\_

保護者署名 \_\_\_\_\_

医師の診断に基づき、食物アレルギーの対応について以下のとおり申請します。

診断の結果、食物アレルギーの除去申請書の内容は、

前回提出分と

( ) 変更がありません

( ) 変更があります

- アレルゲン食品の除去、その対応については保護者宛て文書及び貴校の説明に同意します。学校における日常の取り組み、緊急時の対応に活用するため、本票に記載された内容を教育委員会・学校等、学校給食関係機関で共有することに同意します。また、食物アレルギー除去食の実施に当たり、微量混入（コンタミネーション）の可能性あることに同意します。
- 成長に応じて症状が緩和またはアレルギー反応が出なくなること等により、食物アレルギー除去食の内容に変更が生じた場合、また、食物アレルギーの除去食の必要がなくなった場合は、速やかに申し出ます。

※ 変更の場合は、除去申請書（様式2）に記入し再提出してください。

※ 食品の除去を解除する際は、解除届（様式4）を提出してください。

★除去食品の追加を急ぐ場合は、連絡帳などで早急に伝えてください。

※ 「学校生活管理指導表」の提出が遅れる場合は学校へ連絡してください。提出がない場合は、食物アレルギーの対応ができませんので、用意でき次第、速やかに提出してください。

## 食物アレルギー除去申請の解除届

令和 年 月 日

寝屋川市立 学校長 様

保護者署名 \_\_\_\_\_

学校給食におけるアレルギー除去について申請をしておりましたが、下記食品についてはは医師の診断により、食物アレルギー除去（代替）食の必要がなくなり、また、家庭において安全を確認したので届出いたします。

## 記

学年・組・番号	年 組 番
(ふりがな) 児童・生徒氏名	
除去を解除する食品名	全て ・ 一部 ( )
備 考	(その他特記事項があればご記入ください)

保護者 様

食品除去申請の解除届（除去をやめる手続き）について

寝屋川市立学校では、アレルギーガイドラインに沿って安全を最優先に対応を行っています。以下の項目をご確認いただき、医療機関を受診してください。

【確認事項・手続き】

① 医師の診断 「学校生活管理指導表（様式 1-2）」の提出

② 家で何度も食べて、安全と確認できている。

※ 子どもの体調や食品の量の多少に関係なく食べられる。

※ 食後に運動しても症状が出ない。

③ 解除届（様式 4）の提出

① + ② + ③を確認して  
学校で除去をやめる。

【留意点】

- ・「量が多いと症状が出て不安がある」、「家庭で食べていない」場合は、安全が確認されてから解除します。
- ・家でアレルゲンを含むものを食べる練習は、登校前は避けてください。
- ・新年度はクラス替えがあるため、できるだけ2・3学期の慣れた環境で解除（食べ始める）します。

# 食物アレルギー個別対応票

(ふりがな)

児童氏名

寝屋川市立

小学校

1年 組	2年 組	3年 組	4年 組	5年 組	6年 組

		令和 年 月 日
面談者	保護者	
	学校側	[校長・教頭・学級担任・給食主任・養護教諭・栄養教諭/栄養職員・調理員等]
提出書類	<input type="checkbox"/> 学校生活管理指導表 様式1-2 (未提出の場合…提出予定日 令和 年 月 日)	
	<input type="checkbox"/> 食物アレルギー除去申請書 様式2	
	*記入漏れ・教職員間の情報の共有に関する同意欄に保護者のサインがあるかを確認します。	

発症時期・症状 (いつ頃・どのような症状があったか具体的に記録)	
具体的な配慮と対応 ※変更・更新は赤字で追記・変更する	
エピペン	( ) エピペンの処方あり ( ) エピペンの携帯・学校預かりあり <input type="checkbox"/> 保管場所:
持参薬	( ) 持参薬あり <input type="checkbox"/> 薬品名: 保管場所: ( ) 薬の学校預かりあり <input type="checkbox"/> 保管場所:
給食	( ) 食品除去あり <input type="checkbox"/> 除去食品は、学校生活管理指導表・食物アレルギー除去申請書に記載 ( ) お弁当の日、給食の日の選択あり <input type="checkbox"/> 弁当の管理方法: ( ) 完全弁当対応 <input type="checkbox"/> 弁当の保管場所:
給食配膳	( ) お盆の共用不可 ※専用おぼんを、他の児童とは別の場所で保管し使用 ( ) 座席の配慮あり <input type="checkbox"/>
給食当番等	( ) 当番の配慮あり <input type="checkbox"/> アレルゲンに触れると症状が出るため、以下の当番だけする。 ( )
運動	
活食材を扱った	
校外学習	
その他	

※その他面談での記録事項は、「面談・連絡記録票」に記録

食物アレルギー個別対応票

(ふりがな)

生徒氏名

寝屋川市立

中学校

1年 組	2年 組	3年 組

令和 年 月 日	
面談者	保護者
	学校側 [校長・教頭・学級担任・給食主任・養護教諭・栄養教諭/栄養職員・等]
提出書類	<input type="checkbox"/> 学校生活管理指導表 様式1-2 (未提出の場合…提出予定日 令和 年 月 日)
	<input type="checkbox"/> 食物アレルギー除去申請書 様式2
	*記入漏れ・教職員間の情報の共有に関する同意欄に保護者のサインがあるかを確認します。

<b>発症時期・症状</b> (いつ頃・どのような症状があったか具体的に記録)

**具体的な配慮と対応 ※変更・更新は赤字で追記・変更する**

エ ピ ペ ン	( ) エピペンの処方あり ( ) エピペンの携帯・学校預かりあり <input type="checkbox"/> 保管場所:
持 参 薬	( ) 持参薬あり <input type="checkbox"/> 薬品名: 保管場所: ( ) 薬の学校預かりあり <input type="checkbox"/> 保管場所:
給 食	( ) 食品除去あり <input type="checkbox"/> 除去食品は、学校生活管理指導表・食物アレルギー除去申請書に記載 ( ) お弁当の日、給食の日の選択あり <input type="checkbox"/> 弁当の管理方法: ( ) 完全弁当対応 <input type="checkbox"/> 弁当の保管場所:
給 食 配 膳	( ) お盆の共用不可 ※専用おぼんを、他の児童とは別の場所で保管し使用 ( ) 座席の配慮あり <input type="checkbox"/>
給 食 当 番 等	( ) 当番の配慮あり <input type="checkbox"/> アレルゲンに触れると症状が出るため、以下の当番だけする。 ( )
運 動	
活 動 材 を 授 け る	
校 外 学 習	
そ の 他	

※その他面談での記録事項は、「面談・連絡記録票」に記録

## 面談・連絡記録票

年月日	保護者との面談記録および連絡事項	記入者名

## 保護者面談・連絡時の確認事項

- ・面談等で、学校生活管理指導表・食物アレルギー除去申請書に記載の事項について補う。
- ・学校の基本方針を理解していただき、共通認識を持つ。

症状	<p><input type="checkbox"/> 今までに経験した具体的なアレルギー症状（いつ頃・どのような症状だったか）</p> <p><input type="checkbox"/> 原因食物は、〇〇〇・・・ですか？ ※食物アレルギー除去申請書（様式2）で詳細確認</p> <p><input type="checkbox"/> どれだけ食べて、どのような症状が出ましたか？</p> <p><input type="checkbox"/> 食べてから症状発現までの時間は？</p> <p><input type="checkbox"/> どのような処置、治療が必要でしたか？</p> <p><input type="checkbox"/> 最後に症状が出たのはいつですか？</p>
緊急時の対応	<p>*食物アレルギーの症状があらわれた場合、緊急時の対応について打ち合わせをしておく。</p> <p><input type="checkbox"/> 学校に持参する薬剤の有無</p> <p><input type="checkbox"/> 薬剤の保管方法、使用するタイミング</p> <p><input type="checkbox"/> エピペン携帯者の場合はその取扱い（保護者の要望により、個別に対応を変えない）</p> <p style="padding-left: 40px;">※学校の緊急対応マニュアルの原則に沿って取り扱う</p> <p><input type="checkbox"/> 保護者への連絡方法</p> <p><input type="checkbox"/> 緊急時の医療機関への受診方法</p>
確認すること （個別対応票に記入）	<p><input type="checkbox"/> 医師の診断を定期的を受けているか。その他、医療機関への受診状況など</p> <p><input type="checkbox"/> 家庭での食事についても、医師の指示に基づいて除去食を実施しているか（家庭での食事内容など）</p> <p><input type="checkbox"/> 運動誘発アナフィラキシー・食物運動誘発アナフィラキシーの配慮が必要か（運動時の配慮の有無）</p> <p><input type="checkbox"/> 食物を扱う授業・活動についての配慮が必要か</p> <p><input type="checkbox"/> 校外学習・宿泊学習時の配慮</p> <p><input type="checkbox"/> 学校給食の教室での対応について確認する。</p> <p style="padding-left: 20px;"><input type="radio"/> 除去食は、担任が本人に手渡します。「いただきます」の前に配膳内容を確認します</p> <p style="padding-left: 20px;"><input type="radio"/> 着席位置・片付けなどで、配慮が必要なことがありますか？</p> <p style="padding-left: 20px;"><input type="radio"/> アレルゲンである食材に触れた場合に、症状は出ますか？ （例えば、牛乳をふいた雑巾を触ると皮膚が赤くなるなどの症状が出る）</p> <p style="padding-left: 20px;"> <input type="checkbox"/> 給食当番の配慮が必要か</p> <p style="padding-left: 40px;">*教室で集団の中で過ごすため、アレルゲンの接触を完全に防ぐことはできないことを伝える。</p> <p style="padding-left: 40px;">*アレルゲンに触れた際の対応について確認する。</p>

- 「学校生活管理指導表」に記載のない食品については、対応できないことを説明する。
- 安全確保のための説明する。
  - 体調によって食べる。または、除去するなどの対応はできません。
  - 原則、児童・生徒が提供された食物から自分でアレルゲンを除いて食べることはできません。
- 経口免疫療法について確認する。
  - 登校前に、アレルゲンを含む食品を摂取するのは控えてください。
- 給食の対応について説明する。
  - 調理場によっては、アレルギー専用調理室がなく、通常食を大量調理している同じ調理室内で除去食を調理します。
  - 除去食調理専属の調理員はおりません。大量調理の中でのかけもち作業になります。
  - 調理器具・食器等は、食物アレルギー対応用としますが、個人ごとに専用にはできません。
  - コンタミネーションの可能性は、避けられません。  
(コンタミネーション：原材料としては使用していないにも関わらず、特定原材料等が意図せずに最終加工品に混入してしまうこと)
  - 極微量で反応が誘発される可能性がある場合・多品目の食物除去が必要な場合・その他安全な給食提供が困難な場合は、弁当対応を考慮します。
- 給食で対応できることと、できないことを示す。
  - ☐ 複数のアレルゲンをまとめて除去すること
  - ☐ 代替食は、主食と主菜のみ対応・副菜の代替食はないこと 等
- 給食から除去・代替する食品について、保護者がチェックし毎月学校と連絡を取り合うことを説明。
- 除去食対応確認書類の提出期限厳守→期限を過ぎると対応不可であることを伝える。
- 児童・生徒は除去食品（食べられないもの）を知っているか。自分で食べられないものがわかるか、確認する。
- 家庭において、「食べられない食品（アレルゲン）について、お子さんに教えて下さい」と依頼する。
- 教職員の間で、情報を共有することについて理解してもらう。

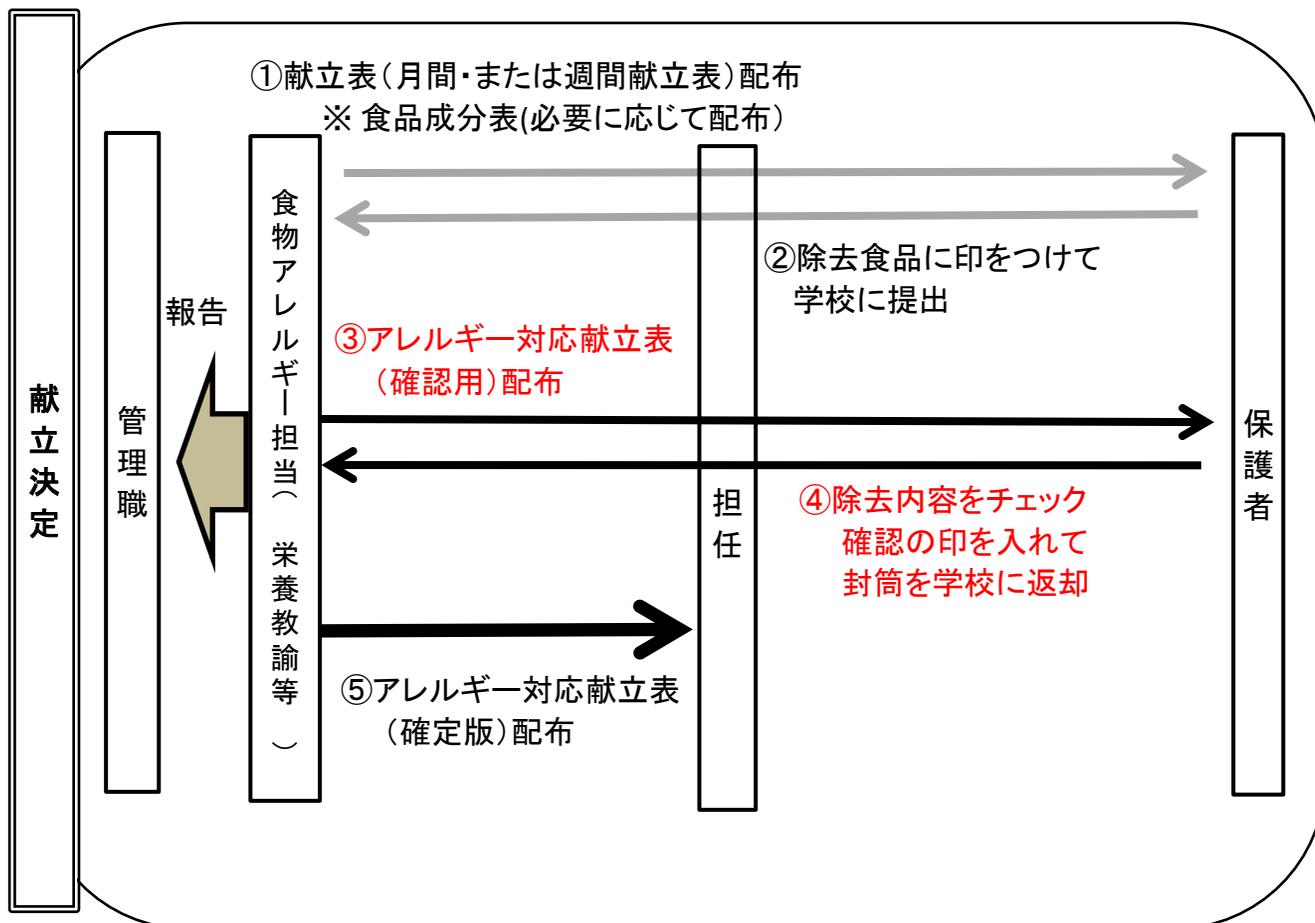
## 進級・更新時の確認事項

- ・保護者に個別対応について確認を依頼する。 ※必要に応じて「個別対応票」のコピーを渡す。
- ・変更点を記入し、次年度の関係職員に引き継ぐ。

症状	<input type="checkbox"/> 在学中に発症したのものについて配慮が必要なことは、個別対応表に追記する。 <input type="checkbox"/> 除去の解除・経口免疫療法について、個別対応票・面談、連絡の記録に記入する。
確認すること	<input type="checkbox"/> 次年度に向けて、保護者に個別対応表の内容に変更がないか確認する。 <input type="checkbox"/> 新年度の関係職員に、個別対応票で配慮内容を引き継ぐ。 <input checked="" type="checkbox"/> 新年度のクラス編成の考慮 <input checked="" type="checkbox"/> 管理職・養護教諭・栄養教職員・新担任等 <input type="checkbox"/> 薬・エピペンの取り扱い <input type="checkbox"/> 給食対応 <input type="checkbox"/> 運動 <input type="checkbox"/> 食物を扱う活動・授業 <input type="checkbox"/> 校外学習
緊急時の対応	<input type="checkbox"/> 保護者に、対応内容に変更がないか確認する。 <input type="checkbox"/> 薬 <input type="checkbox"/> エピペン <input type="checkbox"/> 保護者への連絡方法 <input type="checkbox"/> 緊急時の医療機関への受診方法

# 給食 食物アレルギー対応チェック方法

(給食開始前月末までに行うこと)



学校生活管理指導表・食品の除去申請書をもとに作成した個別対応カード等で、誰もが食物アレルギーの食材、対応が分かるように示しておく。食物アレルギーの状況が変わればその都度変更する。



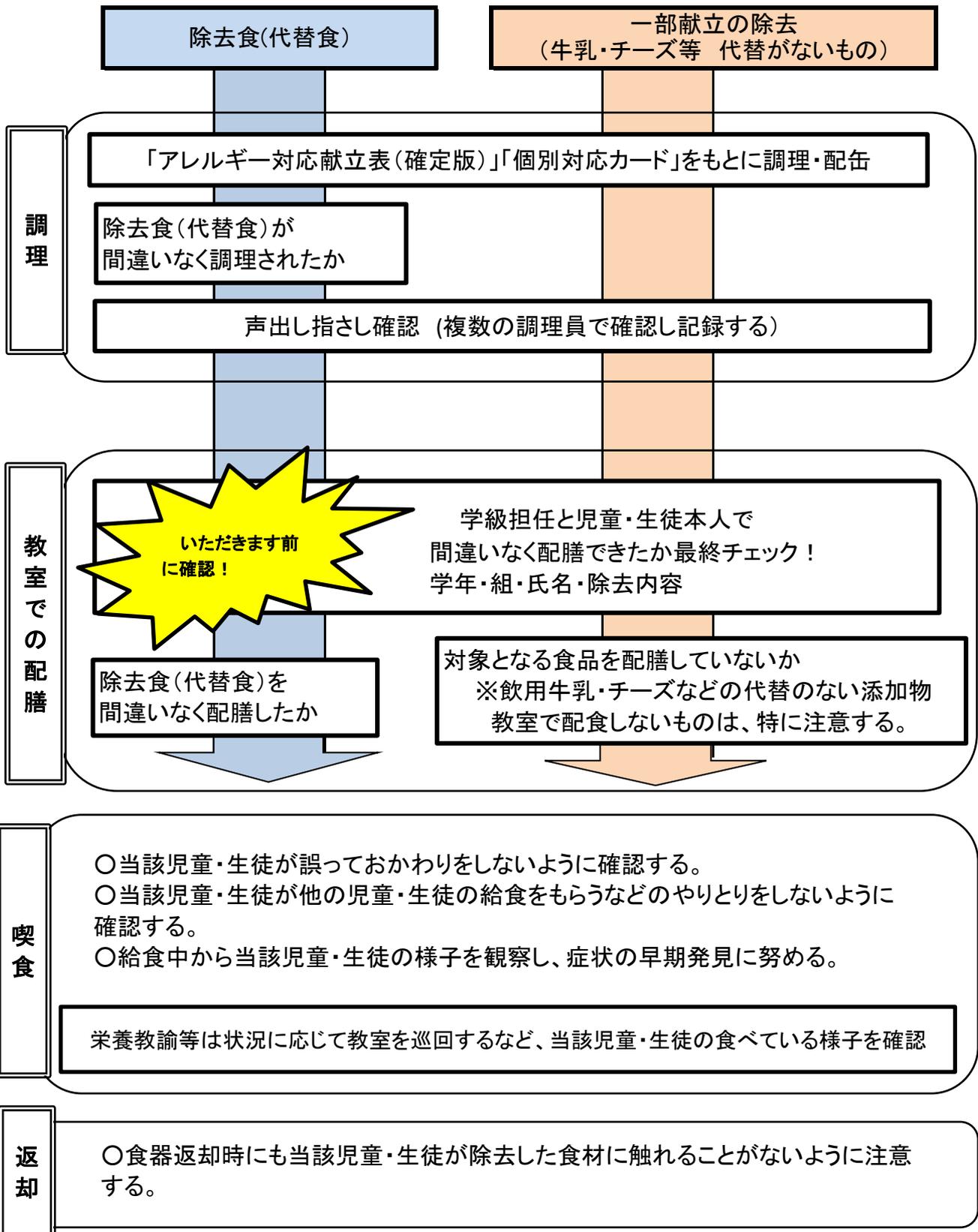
職員

食物アレルギー対応のある全児童・生徒に関する情報を全教職員で共有

# 給食 食物アレルギー対応チェック方法

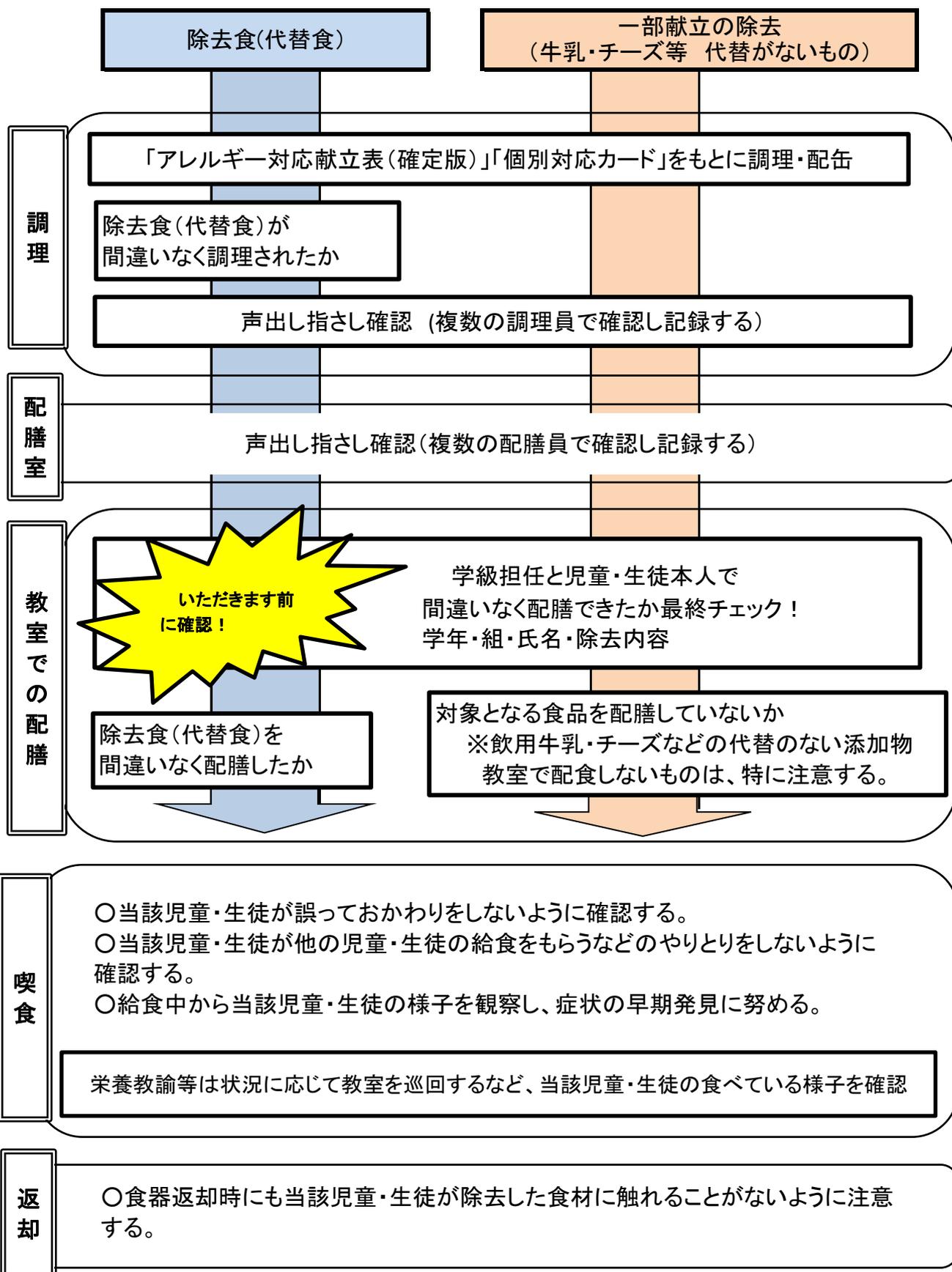
(給食実施日の流れ)

自校調理用



# 給食 食物アレルギー対応チェック方法 (給食実施日の流れ)

共同調理場  
配送校 用



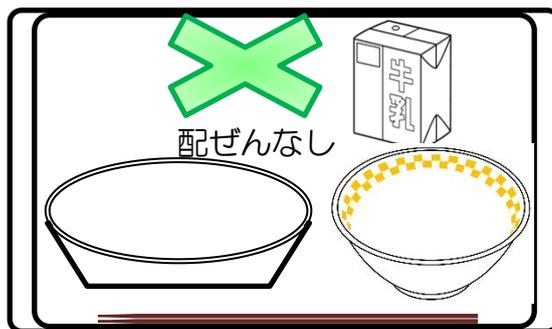
## 教室でのアレルギー食の配膳について

### ①一番はじめに1食分を配膳

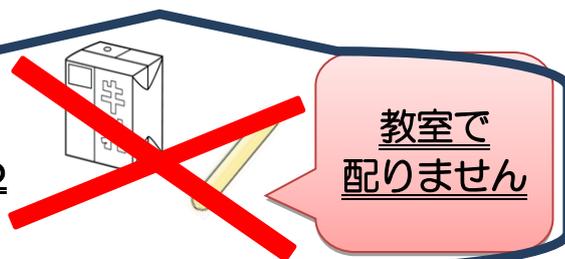
アレルギー対応表を確認しながら、一番はじめに1食分の給食を配膳  
※除去食は、教室でドレッシング等加えずにフタをしたまま配る。



または



※牛乳・チーズなど代替食がないもの  
教室で配食しないものは、特に注意する



### ②「いただきます」前に必ず確認

「いただきます」の前にアレルギー対応表と配食された献立に間違いがないか  
再度必ず確認しサインする。確認するまで食べないように指導する。

